

子どもの家・留守家庭児童会事業で本市が必要とするサービス水準と 運営手法について

○ 趣旨

子どもの家・留守家庭児童会事業で本市が必要とするサービス水準と運営手法について意見をいただくもの

1 第1回あり方懇談会での主な意見

(1) サービス水準について

- ・ 同じ宇都宮市市民で受けられるサービスが異なるのはおかしい。全ての子どもの家等で受けられるサービス水準（保護者負担金，開設時間等）の統一化を図る必要がある。
- ・ 特別な配慮を必要とする児童に対応するため，各子どもの家等における指導員の質を確保する必要がある。

(2) 運営方式と運営主体について

- ・ ボランティアで運営を担っている運営委員の責任や負担が大きく，現在のやり方は限界にきている。
- ・ 現行方式のメリットである各地域のニーズに応じた独自の運営が，現在では各子どもの家等間で差が生じるデメリットになってきている。
- ・ 事業の安定した持続可能性を考えると，地域の教育力の活用方法や保護者の運営への関わり方を見直す時期にきている。
- ・ 特別な配慮が必要な児童や思春期を迎える高学年児童が増加しており，指導員には，これまで以上の資質向上が必須となっている。
また，指導員をより適切に指導・監督できる運営体制が求められている。

2 利用者ニーズの把握

→参考1「子どもの家・留守家庭児童会に関するアンケート調査結果」参照

3 全国のサービス水準

→参考2「平成29年（2017年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省公表資料）参照

4 子どもの家等事業に係る今後のあり方

→別紙「子どもの家等事業に係る今後のあり方」参照